

公共下水道全体計画見直し等について

これまで、未計画地区の今後の整備の方向性について検討を進めてまいりましたが、このたび、検討結果を踏まえた公共下水道全体計画の見直し及び合併処理浄化槽補助制度の見直しについて、報告を行うものです。

(1) 見直し後の公共下水道全体計画の区域について

将来的に公共下水道を整備する区域（全体計画区域）は、現時点での将来見通しに基づいた経済比較上、公共下水道による整備が有利な区域に限定いたします。加えて、整備に長期間を要することを考えれば、整備完了後も安定して汚水処理を行うことが可能な経営を行うために、将来の土地利用も考慮すべきであることから、別図のとおりといたしました。【別添資料 1】

具体的には、公共下水道による整備が有利な区域のうち、市街地の宅地化率等を考慮すると市街化区域からおおむね 1 キロ圏内にある区域については、優先して整備することが相当と考えられます。また、公共下水道による整備が有利な区域のうち、集落性のあるものについても、将来的には公共下水道による整備を行うことが適当と考えられます。

(2) 合併処理浄化槽の設置に係る補助制度との関連について

今回の公共下水道全体計画見直しに伴い、合併処理浄化槽による整備を行うこととなった区域についても、生活排水処理を市内全域において適切に行う観点から、合併処理浄化槽の設置に係る補助制度については、設置推進に寄与する市単独の補助内容とすることを検討いたします。

特に当市においては、汲み取り槽が一定数存在すること及び放流先の確保が課題となっていることから、補助制度の拡充を検討いたします。【別添資料 2】

なお、将来的に公共下水道を整備する区域についても、その整備が合併処理浄化槽の減価償却期間後になる区域が含まれることが見込まれることから、全体計画区域のなかでも、事業認可を得る当面の間は、合併処理浄化槽による整備を行うこととなった区域と同様に補助することを検討いたします。

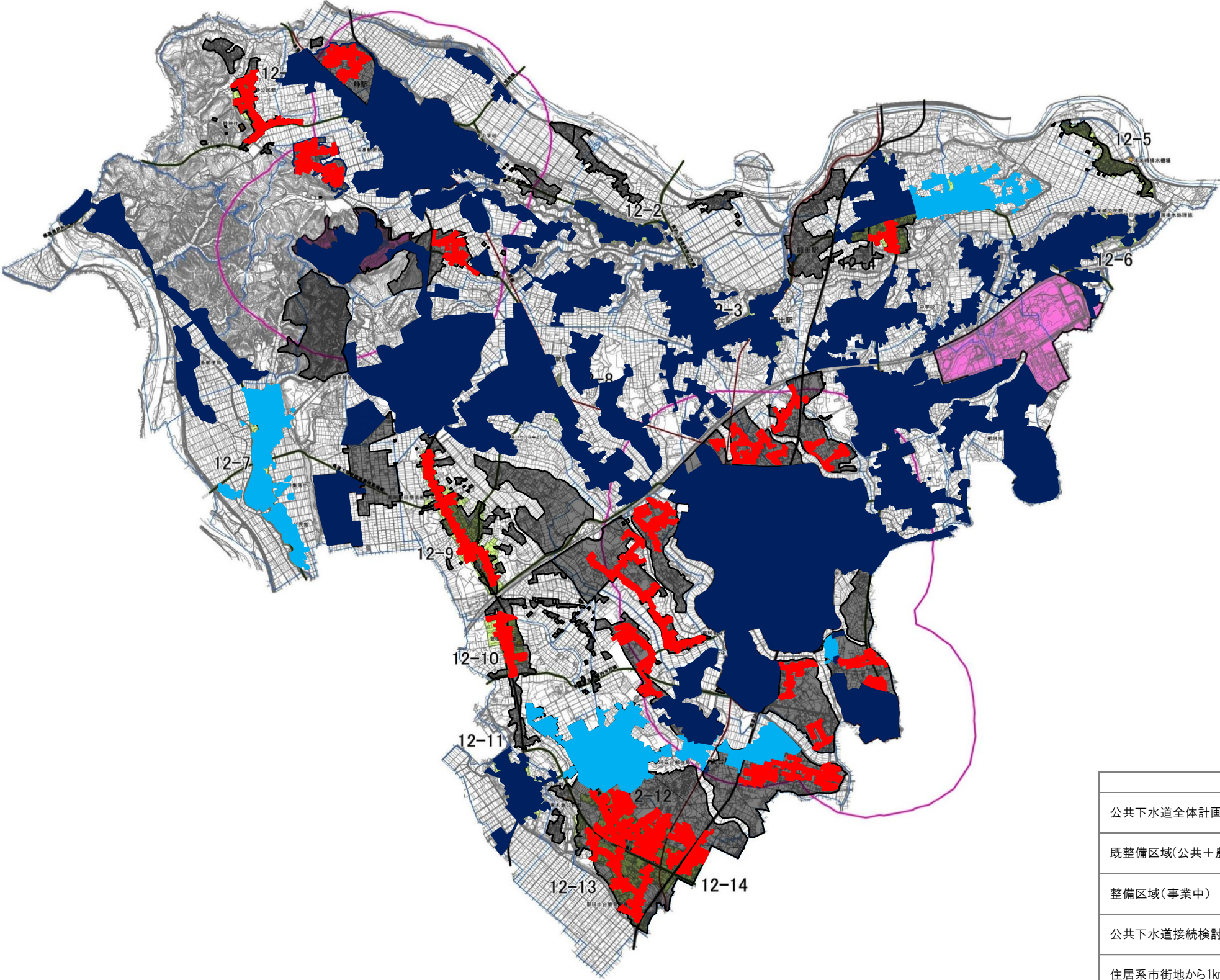
(3) 今後の予定について

【別添資料3】

公共下水道全体計画の見直しについては、今回の見直し案を基に、市街化区域からおおむね1キロ圏内と集落性等を考慮した最終案を11月の下水道事業審議会に提示し、12月の議会定例会にて報告いたします。

その後、住民説明会を経て、3月の下水道事業審議会において諮問・答申を行い、3月の議会定例会では住民説明会の実施結果及び下水道事業審議会答申についての報告をいたします。

合併処理浄化槽補助制度の見直しについては、これから行われる実施計画に計上し、関係機関と拡充する補助金の調整を行ったのち、当市における汚水処理状況を踏まえ独自補助を来年度より実施したいと考えております。



集落番号	集落名
12-1	静地区
12-2	門部地区
12-3	南酒出地区
12-4	額田地区
12-5	四堰地区
12-6	加納・海後地区
12-7	戸地区
12-8	鴻巣地区
12-9	飯田地区
12-10	豊喰地区
12-11	西木倉地区
12-12	東木倉地区
12-13	中台地区
12-14	中台・津田地区
	14集落

凡 例	
公共下水道全体計画(未計画)区域	
既整備区域(公共＋農集)	
整備区域(事業中)	
公共下水道接続検討区域	
住居系市街地から1km圏	
指定対象集落	



合併処理浄化槽補助見直しについて

【現行浄化槽補助】

- ・平成24年度より単独処理浄化槽撤去に係る費用相当額を負担しています。
(単独処理浄化槽撤去補助)
- ・更なる単独処理浄化槽からの転換を加速させるため、令和元年度より宅内配管工事費補助が新設いたしました。(単独処理浄化槽を全撤去した場合のみ適用)
(宅内配管工事費補助)
- ・合併処理浄化槽への更新については、令和元年度をもって国の補助制度が終了となったが、当市では単独補助として引き続き実施しています。

(現行補助制度)

合併浄化槽	家屋	現況		浄化槽 設置補助	単独処理浄化 槽撤去補助	宅内配管 工事費補助
新設	新築	—	居住者	○	—	×
			民間事業者	×	—	—
転換	改築 増築	単独浄化	居住者	○	×	×
		汲み取り	居住者	○	—	×
	—	単独浄化	居住者	○	○	○
		汲み取り	居住者	○	—	×
更新	改築 増築	合併	居住者	○※	—	—
改築	—		居住者	○※	—	—

※市単独

【市独自補助の検討】

- ・汚水処理人口普及率 95% 概成の目標を達成するためには、未計画区域における単独処理浄化槽(約 1100 世帯)と汲み取り槽(約 1500 世帯)の合併処理浄化槽への転換を加速させることが重要となりますが、制度において汲み取り槽からの転換の場合、宅内配管工事費補助は適用除外となっており、このため宅内配管工事費補助が該当にならない方を対象とし、補助の拡充を図ります。(宅内配管工事費単独補助)
- ・道路側溝などの処理水の放流先がない地域の格差を是正するため、敷地内処理装置が必要な場合、補助の上乗せを図ります。(敷地内処理装置設置補助)
- ・上記新設補助は合併処理浄化槽転換者のみに適用といたします。(新築は適用外)

(見直し補助制度)

合併浄化槽	家屋	現況		浄化槽 設置補助	単独処理浄化 槽撤去補助	宅内配管 工事費補助	敷地内処理 装置設置補助
新設	新築	—	居住者	○	—	×	×
			民間事業者	×	—	—	—
転換	改築 増築	単独浄化	居住者	○	○※	○※	○※
		汲み取り	居住者	○	—	○※	○※
	—	単独浄化	居住者	○	○	○	○※
		汲み取り	居住者	○	—	○※	○※
更新	改築 増築	合併	居住者	○※	—	—	—
改築	—		居住者	○※	—	—	—

※市単独

令和2年度 下水道全体計画見直し スケジュール

	8月	9月	10月	11月
下水道事業審議会	8月18日 ○事務局素案提示			○事務局案提示
議会常任委員会		9月9日 ○第30回下水道事業審議会 説明内容報告		
住民説明会				
	12月	1月	2月	3月
下水道事業審議会				○諮問・答申
議会常任委員会	○第31回下水道事業審議会 説明内容報告			○住民説明会 及び答申報告
住民説明会		← ○住民説明会 →		

令和2年度 合併処理浄化槽補助制度見直し スケジュール

	8月	9月	10月	11月
執行部	←	○実施計画ヒアリング 5か年計画	→	
議会常任委員会				
	12月	1月	2月	3月
執行部	○予算ヒアリング 令和3年度予算	○庁議 補助要綱見直し		
議会常任委員会				○補助要綱見直し 及び予算報告